

## DAS 利用時の出願番号の記載方法に注意！

2022 年 6 月

日本の意匠出願を基礎に、優先権を主張して、ハーグ出願を行う場合、優先権書類のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用することができ、DAS コードは日本特許庁が発行します。

DAS を利用する場合の、第一国出願の出願番号の記載形式は、提供庁ごとに異なりますが、日本特許庁の形式では、意匠の出願番号については、特許と異なり、「番号の最後に 半角スペースと“D”を加える」のが、正しい形式となっています。

（日本特許庁ホームページより引用。）

<https://www.ipa.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/sanka.html#japan>

意匠登録出願（2020年1月1日以降）

記載例	備考
2020012345 D	2020:年号（西暦） 012345:連続番号 ※意匠の場合は末尾に「（スペース）+D」 が付く。

ハーグ出願の願書に記載した出願番号の形式が、上記と異なっているために、取得官庁（指定国）が優先権書類を取得する際、エラーが生じ取得できない例がありました。出願の際は、発行した官庁の正しい形式で優先権情報を記載していただきますよう、ご注意ください。

なお、WIPO のホームページ上の DAS ポータルより、優先権書類の提供状況や取得状況、アクセス履歴を確認することができます。WIPO アカウントが必要です。

<https://www3.wipo.int/dasapplicant/en/pages/workbench/applicant.xhtml>

下記 DAS ポータルのデモサイトもご利用いただけます。

<https://webaccess.wipo.int/dasapplicantdemo/en/pages/workbench/applicant.xhtml>